

町内（集落）支援助成金
瀬波地域まちづくり事業支援助成金

交 付 要 項

【令和4年度用】

～ 世代を超えて、仲が良く、魅力と活気あふれるまちをつくろう ～



市民協働のまちづくり
(パートナー)のロゴマーク

令和4年5月

活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会

お問い合わせ

活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会事務局
村上市瀬波上町4番1号（瀬波地域コミュニティセンター内）

電 話 53-2005 FAX 53-5557

メール info@senami-machikyo.net

●はじめに

瀬波まちづくり推進協議会では、「世代を超えて、仲が良く、魅力と活気あふれるまちをつくろう」をスローガンとし、「人と人とのふれあいのあるまちづくり」、「支え合い安全で安心して暮らせるまちづくり」、「自然と景観が調和したまちづくり」、「歴史と伝統文化を大切にしたまちづくり」という4つの基本方針のもとで活動を進めています。この方針のもと、瀬波地域では、地域の特色を活かしてきめ細かに対応した地域づくりを行い、少子高齢化等から地域コミュニティや伝統文化を守ることで、お互いに支え合うやさしい地域づくりにつなげ、瀬波に住んで良かったと思えるまちづくりを目指します。

その取り組みの1つとして、課題を解決し活性化を目指す各町内（集落）や各種団体（瀬波地域まちづくり推進団体）に対して支援助成金を交付する制度を設けて地域のまちづくりを支援します。ここでは、協議会が財政的な支援をするための一定の基準（ガイドライン）を記載しておりますので、この制度が適正に運用され、住民の皆さんにとって効果的なものになるように、ご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

はじめに	1
1. 交付対象団体と対象事業	2
2. 交付対象外事業	2
3. 交付申請期間	2
4. 留意事項	2
5. 交付金額について	3~4
6. 申請にあたっての必要書類	5
7. 交付申請から事業完了までの流れ	6~8
8. 制度に関するQ&A	9~11

1. 交付対象団体と対象事業

団体の種類	要件・具体例など
1 単独又は複数の町内や集落組織	行政区・自治会
2 右に掲げるすべての要件を満たす団体	【各種団体・瀬波地域まちづくり推進団体など】 ①団体設立の趣旨・目的が、瀬波地域のまちづくりの趣旨（健康福祉、安心安全、環境保全、地域資源の活用、人と人との絆づくりなど）に合致していること ②瀬波地域内に活動の拠点を有していること ③団体の構成員が5名以上で、代表者を含めた主たる構成員が瀬波地域内に在住、在勤又は通学していること ④団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること
3 まちづくり活動の第一歩を踏み出そうとしている団体	【これから一歩事業】 瀬波地域まちづくり計画の実現を目指し、今後、まちづくりへ第一歩を踏み出そうとしている団体で、概ね上記の①～④に掲げる要件を満たしているもの
4 会長が特に必要と認める団体等	

2. 交付対象外事業

対象とならない事業	①専ら営利を目的とし、公共性を欠く事業 ②事業の効果が特定の個人又は団体に帰属する事業 ③宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業 ④政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 ⑤その他会長が適当でないと認めた事業
-----------	---

3. 交付申請期間

令和4年4月18日（月）～令和5年1月31日（火）

4. 留意事項

関係書類については、助成金の公平性、透明性を高めるために、氏名・住所等の個人情報を除き公開の対象とします。

提出書類は、著作権や肖像権等に配慮し、特に写真等については、あらかじめ事業参加者に公表することについて承諾を得るなど、申請団体自身が責任を持って対処してください。

各町内（集落）の取組みについて「瀬波地域まちづくり通信」等で紹介する予定です。掲載記事については、事業完了後に提出していただく実績報告書の内容や写真を利用いたします。

5. 交付金額について

(1) 支援助成金

●各町内（集落）単位

事業項目	交付金額(円)	
【地域交流支援事業（納涼祭・運動会など）】 納涼祭や運動会など、古くから存在する町内か新興住宅地であるかを問わずに、住民が世代を超えて交流を図ることのできる事業に対して助成金を交付し、瀬波地域の基礎となる町内単位でのコミュニティの創出を促進する。	年間で1事業	30,000
	年間で2事業以上	40,000
【地域の茶の間支援事業（保健師等による健康講座が必須条件）】 地域の誰もが気軽に集まることで、ストレス解消や生きがいづくりにつながる「地域の茶の間」。この「地域の居場所」を大切にすることで住みよいまちづくりをめざす。また、瀬波地域では担当保健師との連携をバックアップすることで、地域と行政との「顔の見える関係づくり」につなげる。	会員数10人以下	10,000
	会員数11～20人	20,000
	会員数21人以上	30,000
【環境美化運動支援事業】 各町内の環境美化運動に対して支援を行い、「自分たちのまちは自分たちの手できれいにする」ことで自然環境の保全への意識づけにつなげる。		20,000
【左義長支援事業】 左義長は、小正月に子どもたちと火を囲みながら、その年に飾った門松やしめ縄などの正月飾りや書初めなどを燃やして一年の無病息災を祈る伝統行事。この伝統行事に子供から大人まで関わり、左義長の意味を考え、後世に伝えるきっかけづくりのために支援を行う。		10,000
【地藏様支援事業】 観光化されたお祭りや行事が多いなかで、各町内によって受け継がれてきた「地藏様」は、子供たちが中心となって取り組む大切な伝統行事。この「地藏様」を支援することで、子供たちの自主性を育み、地域の伝統文化に直接的に関わる機会を確保することにつなげる。		5,000
【百万遍支援事業】 無形民俗文化財にも指定されているところがある百万遍行事。瀬波地域に残るこの行事が後世に伝えられ、また、地域住民が集い、大数珠を介して1つのことに取り組むことのできる年中行事として大切にすることを目的とする。		10,000
【集会施設備品整備支援事業】 町内（集落）公民館など集落の活動拠点に設置又は保管する備品の購入で、一品につき取得価格が税込み2千円以上であること。 ＊市のコミュニティ助成補助金を利用して備品購入する町内（集落）は対象外とする。 ＊集落備品整備事業は、令和4年度から令和6年度までとし、当該年度において1町内（集落）につき1件までとする。 ＊助成金額については、購入金額が10万円を超える場合は10万円を限度として交付し10万円以下の場合は実際の購入額に対して助成する。		100,000

●各種団体

事業項目	交付金額（円）
瀬波地区青少年健全育成会（親子オリエンテーリング大会ほか3事業）	200,000
瀬波地区食生活改善推進委員協議会（文化祭、育成会事業）	30,000
瀬波を考える会（瀬波盆踊り大会）	50,000
瀬波地区文化祭実行委員会	300,000

（2）瀬波まちづくり推進事業

1）対象事業

事業項目	交付限度額 （円）	
【まちづくり推進事業】 3年を超えてまちづくり活動に取り組む助成対象団体が、まちづくり活動の拡充を図るために行う事業や各種団体等が提案する新たな事業	130,000	
【これから一歩事業】 これから主体的なまちづくり活動の第一歩を踏み出そうとしている団体が行う事業	1年目	80,000
	2年目	110,000
	3年目	130,000
【活動拠点賃借料助成】 瀬波地域まちづくり推進団体が、活動拠点を借地・借家する場合の借地借家料に対して 50,000 円を限度に助成。まちづくり推進事業・これから一歩事業との合算可。	50,000	

6. 申請にあたっての必要書類

		様式1	2 様式1の	様式2	様式6	2 様式6の	添付書類	添付書類	様式2	様式8	様式9	参考様式	任意様式
事業項目		助成金交付申請書(区長用)	助成金交付申請書(団体用)	事業収支予算書	実績報告書兼助成金請求書(区長用)	実績報告書(団体用)	事業内容が分かる写真	し 備品購入時の見積書及び領収書の写	事業収支決算書	助成金請求書	助成金請求書(前払用)	会員名簿	規約・会則等、役員名簿
地域交流事業	30~40	○			○		○		※1				
地域の茶の間	10~30	○			○		○					○	
環境美化運動	20	○			○		○						
左義長	10	○			○		○						
地蔵様	5	○			○		○						
百万遍	10	○			○		○						
集会施設備品整備	100 (限度額)	○			○		○	○					
青少年健全育成会	200		○			○	○		○	○			※2
瀬波地区食推	30		○			○	○		○	○			
瀬波を考える会	50		○			○	○		○	○			
文化祭実行委員会	300		○			○	○		○	○			
まちづくり推進事業	130		○	○		○	○		○	○			
これから一歩事業	1年目	80							○	○			
	2年目	110		○	○		○	○					
	3年目	130											

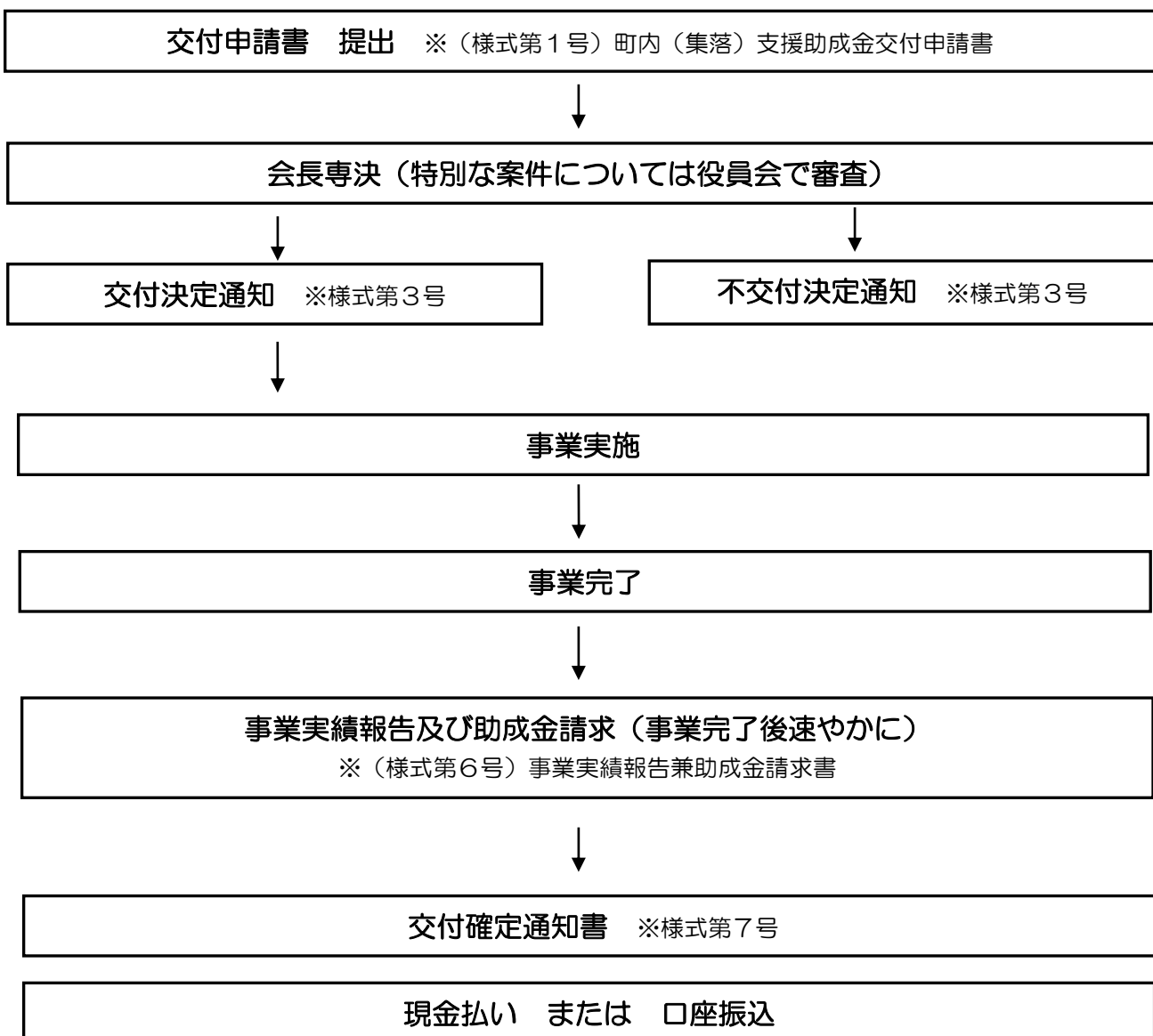
※1 支援助成金について住民に周知されていることが分かる書類(総会決算書等)

※2 書面で整備されている場合に添付(既に提出している場合は不要)

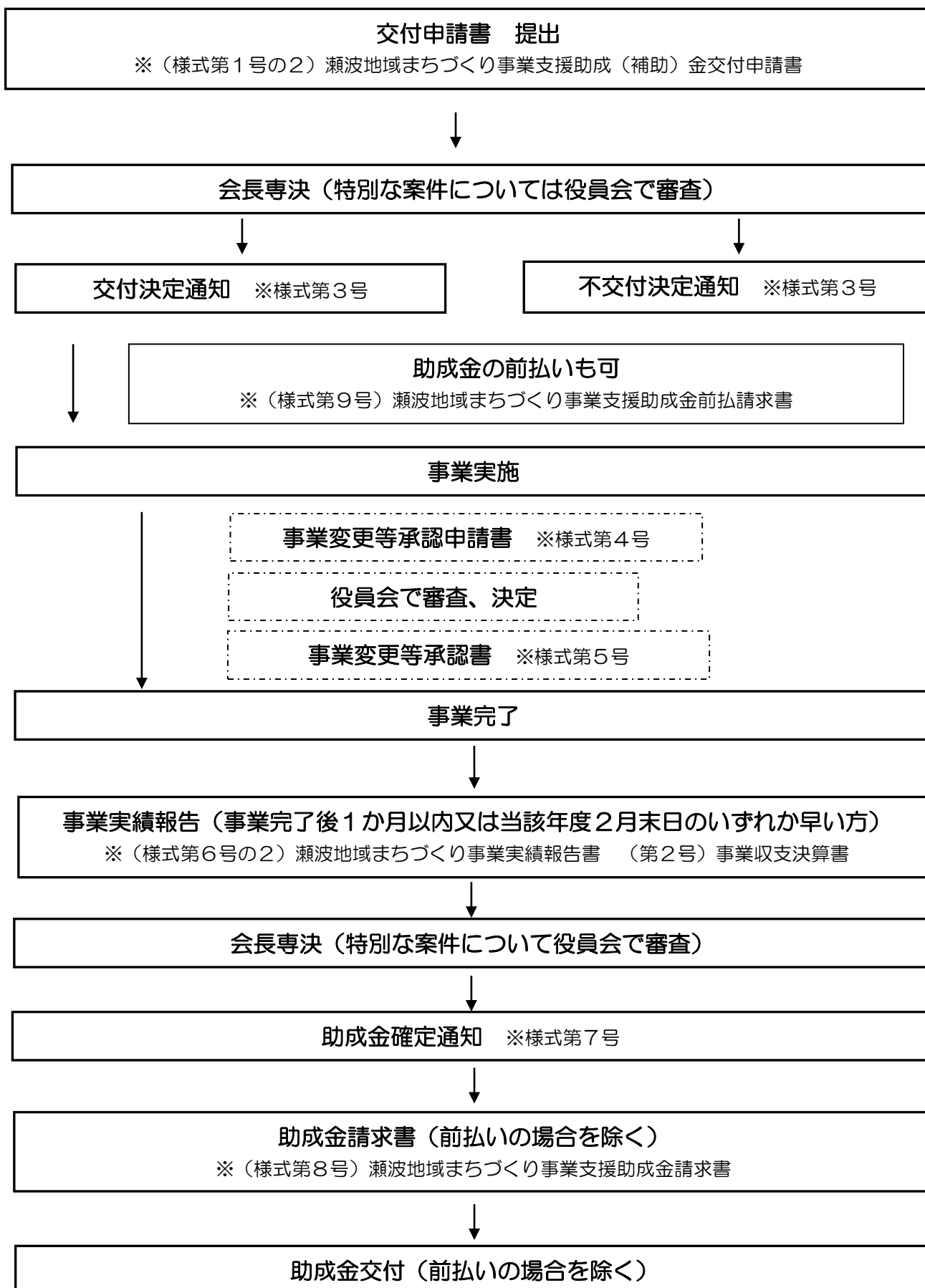
7. 交付申請から事業完了までの流れ

(1) 支援助成金（各町内（集落）事業）

地域交流事業、地域の茶の間、環境美化運動、左義長、地藏様、百万遍、集会施設備品整備

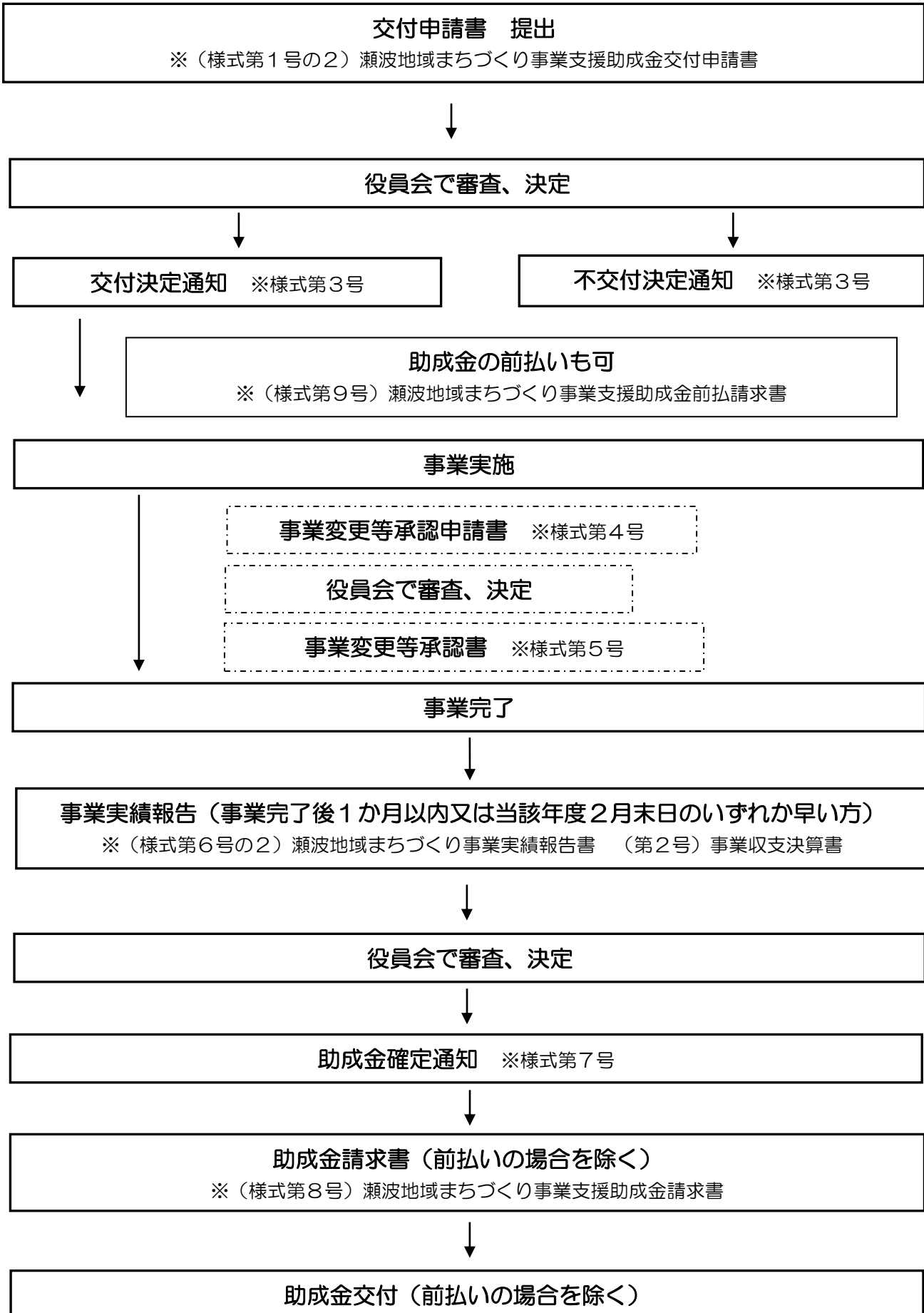


(2) 支援助成金（各種団体）



(3) 支援補助金

「まちづくり推進事業」や「これから一歩事業」等



8. 制度に関するQ&A

【共通】すべてに該当

【定額】町内（集落）支援助成金や各種団体への定額助成

【限度額有】町内（集落）支援助成金のうち集会施設備品整備支援事業の助成

【推進】まちづくり推進事業、これから一歩事業

1 交付対象団体について

	質問	回答
1	【定額（団体）】【推進】 各種団体（瀬波地域まちづくり推進団体）とはどのような団体ですか。	団体の目的や活動が、瀬波地域のまちづくりの趣旨に合致している団体で、協議会の団体登録を受けている団体のことをいいます。
2	【定額】 地域の茶の間や百万遍は老人クラブが主催しているが、助成金の交付を受けられますか	支援助成金の交付対象になりますが、申請者については区長名で申請してください。なお、参加者を限定したグループ・団体や個人的な趣味のサークルが主催する等、特定の個人が中心となり、参加者が限定されるような事業に対しては、助成金を交付できない場合があります。

2 支援対象事業について

	質問	回答
1	【定額】 地域交流事業で文化祭は対象になりますか。	地域交流事業は、参加対象を限定せず誰でも参加することができ、かつ、住民同士の交流を図る事業を対象としていますので、文化交流も交付対象となります。
2	【定額】 地域交流事業でバス旅行は対象になりますか。	バス旅行は住民が誰でも参加できる事業とはいえないこと、活動場所が旅行先となることから、助成金を交付できません。
3	【定額】 地域交流事業で複数事業の申請をしたいのですが	1枚の申請書に複数の事業内容をまとめて記載していただくか、記載できない部分を添付資料としていただいで結構です。
4	【限度額有】 集会施設備品整備支援事業で、区が管理している公園に遊具を購入したいが。	10万円を限度として購入して差し支えありません。

3 交付金額について

	質問	回答
1	【定額】 環境美化運動は年3回実施するが、年間を通じて20,000円ですか。	実施回数を問わず1町内につき、年間20,000円となります。
2	【定額】 複数の町内（集落）が合同で1つの事業を実施した場合は、それぞれ支援助成金を受けられることができるのか	合同で実施した場合は、1つの町内（集落）が代表して申請して支援助成金の交付を受けてください。 なお、この場合は参加したそれぞれの町内（集落）に助成金が交付されることはありません。
3	【定額】	申請する事業数が1事業と複数事業の違いとなります。

	地域交流事業の助成金額で、30,000円と40,000円の違いは。	1事業の場合は30,000円、複数事業の場合は40,000円になります。
4	【限度額有】 集会施設備品整備支援事業で、防災用のヘルメットと草刈り機を購入し、合計で8万円だった場合の助成額はいくらか。	この場合は10万円ではなく、8万円を助成します。なお、申請する場合は、見積書を添付してもらいます。また、助成金申請の時には必ず領収書の写しを添付願います。

4 補助対象経費

	質問	回答
1	【共通】 補助対象経費の考え方は地域交流事業や地域の茶の間にも適用されるのか	補助対象経費の判断については、まちづくり推進事業やこれから一歩事業に適用されるものでありますので、各町内（集落）支援助成金については適用されません。

5 事業報告や助成金請求について

	質問	回答
1	【定額】 地域の茶の間や百万遍は老人クラブが主催しているが、助成金の振込先は町内（集落）会計にしなければならないか。	町内（集落）支援助成金の請求者名については、区長名義としていただきますが、助成金の受領者は区長以外の方でも可能とします。また、振込先の口座についても区の会計に限らず、主催団体の口座も可とします。
2	【共通】 決算書の提出は必要ですか。	【定額】 町内（集落）支援助成金については、事業ごとの決算書は不要といたしますが、各町内（集落）に対する助成金の流れについて確認しますので、助成金の収支が確認できる各町内（集落）決算書、またはそれに代わるものとして、回覧板など住民に対して支援助成金の交付を受けていることについて周知している文書を提出してください。（写しで結構です）
		【定額（団体）】 各種団体については、決算書または助成金の流れが分かる資料の提出をお願いします。
		【推進】 まちづくり推進事業やこれから一歩事業については予算書及び決算書の提出をお願いします。
3	【共通】 写真はどのようなものを用意すればよいですか	全景写真や、事業の成果を実感できる写真（事業実施前後がわかる写真、子どもたちの笑顔があふれている写真、老若男女が交流している写真など）を用意してください。
4	【共通】 写真の提出方法は	L版（89×127mm）にプリントアウトして提出してください。また、デジカメで撮影した写真については、SDカードを持参いただくか、画像データをCD-Rに保存して提出するか、あるいは協議会事務局あてにメール送信してください。なお、メールで送る場合は、市役所の送信データ容量が3M程度に限られていますので、写真サイ

		<p>ズを縮小していただくなど対応をお願いします。</p> <p>なお、USBメモリについては、市役所PCのセキュリティの関係で使用できませんのでご了承ください。</p>
5	<p>【定額】</p> <p>実績報告書に記載する事業の成果や今後の方向性とは</p>	<p>この制度を実施する目的として、各町内（集落）の地域コミュニティの創出や伝統文化の継承の大切さについて、地域住民の町内（集落）に対する意識が変化するきっかけになればと考えております。</p> <p>さらに、支援助成金が、これまでの事業にひと工夫加えることのできる原資となり、参加者が増えたなどの事業の成果や、新しい事業に取り組んでみたいなど今後の方向性につながることを期待します。</p> <p>以上のことを踏まえて、事業の成果や今後の方向性を見出していただければと思います。</p>
6	<p>【共通】</p> <p>助成金の交付時期は</p>	<p>【定額】</p> <p>町内（集落）支援助成金については、基本的に事業完了後になります。ただし、環境美化運動、百万遍など年間で複数回行われる事業については、初回の事業完了後に実績報告兼助成金請求書を提出していただいて結構です。地域の茶の間については保健師による健康講座後になります。</p> <p>【定額（団体）】【推進】</p> <p>各種団体、まちづくり推進事業、これから一歩事業についても基本的には事業完了後となりますが、前払いすることもできますので事務局にお問い合わせください。</p>